

Ⅲ. 沖縄県における自立相談支援と任意事業の推進状況

推進状況のポイント

- ▶ 沖縄県では、町村役場や社会福祉協議会と共同で出張相談会やセミナーを開催し、住民の相談窓口への誘導に積極的に取り組んでいる。
- ▶ 自立相談支援、家計改善支援及び就労準備支援などの事業を受託する「公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会」の各支援員が、複数の視点からアセスメントを行い、相談者の個々の状況に最も合った支援を提供している。

1. 沖縄県における生活困窮者自立支援の概況

(1) 県の地域特性

沖縄県は、九州と台湾の間に連なる 160 の島々¹ から構成されている。亜熱帯海洋性気候のため一年を通して湿度が高く、気温の年較差が小さい²。同県の人口は、本土復帰した昭和 47 年 96 万人から一貫して増加しており、現在は次ページの表Ⅲ-1 のとおり 143 万人となっている。また、全国で最も出生率が高く、高齢化率（人口のうち 65 歳以上の占める割合）は 20.7% と最も低い³。

県経済においては、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画により進められた道路、港湾、空港などの社会資本整備及び恵まれた自然景観や独自文化を生かした観光施策の推進が寄与しており、平成 29 年度の入域観光客数は 957 万人と 5 年連続で最高を更新している。また、県内事業所の産業別従業者数⁴ をみると卸売・小売業、医療・福祉に次いで、宿泊業・飲食サービス業、建設業などの占める割合が大きくなっている。

しかしながら、高輸送コストなど島しょ経済の制約・不利性から装置型産業の立地が困難などの要因により、同県のこれまでの失業率は若年層はじめ全国で最も高い水準で推移してきた。また、県民所得についても依然、全国水準のほぼ 7 割⁵にとどまっている。



¹ このうち有人島は 47 である。ただし、沖縄本島と架橋等で連結された島を含む（「おきなわのすがた」沖縄県企画部、平成 30 年 6 月）。

² 那覇市の 1 月の平均気温は 17 度、7 月は 28.9 度である（1981～2010 年の平均、国土交通省気象庁）。

³ 我が国の高齢化率は 27.7%（平成 29 年 10 月 1 日推計人口、総務省）。

⁴ 従業者数の割合は、卸売・小売業 21.3%、医療・福祉 16.6%に次いで、宿泊業・飲食サービス業 13.7%、建設業 7.2%などの順となっている（平成 26 年経済センサス基礎調査）。

⁵ 平成 29 年度の沖縄県の完全失業率は 3.6%（全国 2.7%）である（労働力調査）。また、平成 27 年度の一人名あたり県民所得は 2,166 千円で同国民所得 3,059 千円の 70.8%にとどまっている（「国（県）民経済計算」内閣府、沖縄県企画部）。

沖縄県では平成 24 年 5 月に「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（平成 24～33 年度）」を策定し、観光リゾートや情報通信関連などのリーディング産業の高度化・高付加価値化とともに、伝統文化・スポーツ・健康など沖縄が誇るソフトパワーを生かした新産業の育成による自立型経済の構築に取り組んでいる⁶。また、同計画を福祉分野から推進するため、平成 28 年 3 月に策定された「地域福祉支援計画（平成 28～33 年度）」では、ユイマールやイチャリバチョーデー⁷ に象徴される県民の心に根ざした相互扶助の精神を発展させ、「沖縄らしい優しい社会の構築」を目指すとしている。

表Ⅲ-1 沖縄県（県事業地区）の人口、生活保護受給者数・世帯数（類型別）

県人口	高齢化率	生活保護受給者数(保護率)	被保護世帯数	高齢者	母子	傷病・障害者	その他
1,439,997	(20.7)	37,092 (2.53)	28,373 (100.0)	15,104 (53.2)	1,271 (4.5)	8,738 (30.8)	3,260 (11.5)

県事業地区人口	高齢化率	生活保護受給者数(保護率)	被保護世帯数	高齢者	母子	傷病・障害者	その他
326,660	(20.8)	4,998 (1.50)	3,902 (100.0)	2,197 (53.8)	147 (5.4)	953 (25.4)	605 (15.4)

(※人口は平成 30 年 4 月 1 日現在の推計人口。高齢化率は、同年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口。生活保護受給者数などについては同年 3 月現在。 単位：人、世帯数、(%))

(2) 生活困窮者自立支援体制の概要

沖縄県子ども生活福祉部は県域を表Ⅲ-2 の 5 つの福祉事務所圏域に区分しており、

表Ⅲ-2 沖縄県の福祉事務所圏域

	構成市町村	人口	うち町村
北部	名護市ほか1町7村	100,298	38,705
中部	沖縄市・宜野湾市・うるま市ほか3町5村	504,013	146,564
南部	那覇市・浦添市・糸満市・豊見城市・南城市ほか5町6村	731,016	134,274
宮古	宮古島市ほか1村	51,787	1,172
八重山	石垣市ほか2町	52,883	5,945
沖縄県計	11市・11町・19村	1,439,997	326,660

(平成 30 年 4 月 1 日推計人口 単位：人)



⁶ 「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（平成 24～33 年度）」は、沖縄県が策定した初めての総合的な基本計画であり、県知事が定める沖縄振興計画として位置付けられている。

⁷ ユイマールは、共同作業など相互に助け合う伝統的な習慣。“イチャリバチョーデー”は「出会えば人は皆兄弟」の意味（「沖縄 21 世紀ビジョン」沖縄県、平成 22 年 3 月）。

各圏域に設置された福祉事務所を所掌するとともに、生活困窮者自立支援事業においては県内 11 町・19 村を管轄（管内人口 32.6 万人）している。同県の保護率は、現在に至るまで全国値を上回って推移しており、平成 30 年 3 月では 2.53%⁸ となっている。

ただし、那覇市や沖縄市などが 3 % 台であるのに対し、1 % を下回る離島もみられるなど、地域によって違いが生じている。

このような状況を受けて、沖縄県は平成 25 年度から先駆して生活困窮者自立促進支援モデル事業（厚生労働省）に取り組み、自立相談支援と就労準備支援の両事業を「公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会」（以下「沖縄県労福協」という。）へ委託の上、実施した。生活困窮者自立支援法が施行された平成 27 年度以降も、同法人が委託事業者として選定されており、平成 28 年度から家計改善支援事業⁹ の開始を経て、表Ⅲ-3 の支援体制としている。

表Ⅲ-3 事業委託による支援体制 (平成 30 年 7 月現在)

	自立相談※	家計改善	就労準備※	子どもの学習
開始年月	平成27年4月	平成28年4月	平成27年4月	平成27年4月
委託先	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会			特定非営利活動法人エンカレッジ、珊瑚舎 スコール、一般社団法人教育振興会

(※平成 25・26 年度はモデル事業として実施。なお、就労準備は現在、沖縄県と 3 市による共同実施)

(3) 生活困窮者自立支援制度の周知と相談窓口につなげるための取組

沖縄県では、地域における生活困窮者自立支援制度の周知・浸透を図るため、市町村に加えて社会福祉協議会（以下「社協」という。）も対象として地域福祉担当者会議を圏域ごとに開催し、同制度の概要や理念を説明するとともに、自立相談支援事業の進捗状況や課題などの情報提供を行ってきた。

一方、沖縄県労福協は、町村役場や社協のほか、ハローワーク、福祉事務所、法テラスなどの関係機関を訪問して、同制度について周知するとともに、生活課題を抱える住民を円滑に相談窓口へつなげる連携体制づくりを進めてきた。また、より多くの住民からより早く相談が寄せられるよう、以下のような相談会やセミナーの開催に取り組んできた。

ア くらし・仕事なんでも相談会*

地域の集会所など住民に身近な公的施設を利用し、沖縄県労福協の相談支援員と多職種の専門職が以下のようなワンストップ窓口を設けて、幅広く住民からの相談に応じた（平成 27～29 年度実施）。

相談窓口種類	生活（就職）	就職	法律	労働	健康	資金貸付	生活保護
機関・専門職	沖縄県労福協	ハローワーク	弁護士 司法書士	社会保険 労務士	臨床心理士 保健師	県町村 社協	福祉 事務所

イ 出張相談会*

⁸ 全国の保護率は 1.67% 「被保護者調査」厚生労働省（平成 30 年 3 月分）。

⁹ 改正生活困窮者自立支援法により、平成 30 年 10 月 1 日から「家計相談支援事業」の名称を見直した。

町村役場の窓口や社協の施設において毎月、日時を決めて、相談支援員が出向いて生活困窮者を対象とする相談会を開催している（平成28年度から実施中）。

ウ 家計が楽しくなるお金のセミナー*

平成28年度から開始した家計改善支援事業の普及・啓発の一環として、セミナーを実施した。住民が関心をもてるよう、ファイナンシャルプランナーによる一般消費者向けと、司法書士などによる多重債務者向けの2部構成としたセミナーで、さらに出席しやすいよう、主に土・日曜日の開催とした（平成28・29年度実施）。また、平成29年度は、沖縄県労働金庫職員や相談支援員などが講師となって生活困窮者向けにも別途、開催している。（*相談会・セミナーの案内チラシなどは【資料9～11】77ページ参照）

これらの相談会やセミナーの開催に当たっては、開催地の町村役場と社協、民生委員・児童委員などに住民への案内を依頼し、町村広報誌・WEB広報コーナーなどへ掲載するほか、当該地域でのポスティングや新聞折り込みチラシ配布を業者委託するなど、事前の開催周知を積極的に行っている。

平成28・29年度における相談会・セミナーの開催状況は表Ⅲ-4のとおりで、当日来所できなかった相談者が後日、配布されたチラシを見て連絡をすることもあるという。

表Ⅲ-4 相談会・セミナーの開催状況など

窓口・誘導策	取組内容と住民参加状況など	
くらし・仕事 なんでも相談会	多職種専門職による ワンストップ相談会	平成28年度6回開催 : 相談者数108人 平成29年度8回開催 : 相談者数89人
出張相談会	町村役場・社協への 出張相談窓口の設置	平成28年度50回開催 : 相談者数118人 平成29年度161回開催 : 相談者数254人
家計が楽しくなる お金のセミナー	2部構成のセミナー	平成28年度5回開催 : 参加者数166人 平成29年度10回開催 : 参加者数173人

（※平成29年度はセミナーを人口の少ない町村を中心に開催したため、開催頻度に比べて参加者数が少ない。）

2. 自立相談支援事業の推進状況

(1) 生活困窮者自立支援事業における相談窓口体制と支援状況

ア 相談窓口体制

沖縄県では、相談窓口として「就職・生活支援パーソナルサポートセンター」（以下、沖縄県労福協が運営する自立相談支援機関とその相談窓口を総称して「就職・生活支援PSセンター」という。）を本島の4か所に設置している。沖縄県労福協は自立相談支援機関として、次ページの表Ⅲ-5のとおり相談支援員や家計改善支援員などを配置しており原則、各相談窓口で北・中・南部圏域をそれぞれ管轄している。

また、久米島町における相談窓口の設置・運営業務などについては、久米島町社協へ再委託¹⁰ *した上で、連絡支援員1人を配置している。（*【資料12】78ページ参照）

¹⁰ 沖縄県労福協では、沖縄県からの了承を得て、久米島町における生活困窮者自立支援に関する一部業務について、社会福祉法人久米島町社会福祉協議会に（再）委託している。

表Ⅲ-5 相談窓口と支援体制

(平成 30 年 4 月現在 単位：人)

相談窓口		支援体制			計	
窓口名	所在地	自立	家計	就労		
就職・生活支援パーソナルサポートセンター 〔開所日時：月～金曜日 9時～17時〕	北部事務所	名護市大仲3-9-1	4	1	2	7
	中部事務所	沖縄市美原1-11-3	5	1	4	10
	南部事務所	島尻郡南風原町字与那覇115-1	3	1	2	6
	南部支所	那覇市泉崎1-15-10 <small>グッジョブセンター おきなわ</small>	3	0	0	3
久米島就職・生活支援 パーソナルサポートセンター		島尻郡久米島町字儀間5	(連絡支援員) 1			1

(※常勤者のみを掲載。このほかに就労訓練アドバイザー 1 人 (本報告書 65 ページ参照) を配置している。)



(就職・生活支援PSセンター中部と南部事務所(右)の外観)

イ 支援状況

沖縄県労福協は、平成 16 年の設立以来「困っている人を見て見ぬふりしない」を理念として県内勤労者の福祉向上、勤労意欲のある者に対する就労支援及び生活困窮者への包括的支援などに取り組み、平成 24 年に公益財団法人へ移行した。

平成 27 年度以降の生活困窮者に対する自立支援の推進状況は表Ⅲ-6 のとおりで、窓口誘導策などの効果により平成 28 年度に新規相談受付件数が急増し、平成 29 年度も

表Ⅲ-6 生活困窮者自立支援制度における支援状況 (単位：件数、人)

	新規相談 受付件数	プラン作成数	就労支援 対象者数(①)	就労者数	増収者数	就労・ 増収率(%) (②+③) /①
	人口10万 人当たり	人口10万 人当たり	人口10万 人当たり	就労支援対象プ ラン分(②)	就労支援対象プ ラン分(③)	
平成27 年度	588	198	131	102	9	—
	14.9	5.0	3.3	—	—	
平成28 年度	1,018	375	229	136	10	50.6
	25.6	9.4	5.8	111	5	
平成29 年度	919	420	198	131	21	56.6
	23.0	10.5	5.0	96	16	
北部	180	106	35			
中部	350	177	86			
南部	389	137	77			

919 件、うちプラン作成件数 420 件と高水準¹¹ を維持している。

また、就職・生活支援 P S センターごとの内訳では、新規相談受付件数では南部、プラン作成件数で中部の占める割合が多くなっている。

(2)「グッジョブセンターおきなわ」における相談窓口体制

平成 25 年 4 月から沖縄県は、利用者の生活から就職までをワンストップで支援する、総合的な就業支援拠点「グッジョブセンターおきなわ」を那覇市に本格的に開所した。ハローワークや就職・生活支援 P S センター南部支所など表Ⅲ-7 に掲載の関係機関が入所し、生活困窮者やその他の利用者の様々なニーズに応えている。

表Ⅲ-7 グッジョブセンターおきなわの支援関係機関（平成 30 年 4 月現在）

常設	出張相談
ハローワーク那覇、ハローワークマザーズコーナー	沖縄県社会福祉協議会（貸付相談）（毎週金曜日）
沖縄県キャリアセンター	沖縄県高齢者無料職業紹介所（第 3 水曜日）
就職・生活支援 P S センター南部支所、那覇市	沖縄県福祉人材研修センター（第 1・3 水曜日）
沖縄県おしごと応援センター One X One	沖縄県新規就農相談センター（第 3 木曜日）
女性・子育て就労支援コーナー	沖縄県シルバー人材センター連合（第 2・4 水曜日）
事業主向け雇用相談	沖縄総合事務局（多重債務相談）（第 1・3 金曜日）
沖縄県労福協 就労サポートセンター※	沖縄県女性就業・労働センター（第 2 水曜日）

（※沖縄県労福協が自主運営するセンターで、就労・就職を目指す全ての利用者をサポートしている。）

沖縄県では同センターの運営を沖縄県労福協に委託しており、総合窓口配置されたコーディネーターが利用者¹² の相談内容を把握し、センター内の適切な支援機関につなげている。また、ハローワークでの求職活動を続けてもなかなか結果が得られない利用



（グッジョブセンターおきなわの総合受付と入所している就職・生活支援 P S センター相談窓口の様子（右））

¹¹ 厚生労働省では平成 29 年度の事業推進に当たり、新規相談受付件数 24 人（人口 10 万人・1 か月当たり）、このうち 5 割でプラン作成することを目安値とした。なお、同年度の全国実績（平均）は、それぞれ 14.9 人、4.6 人であった。

¹² 平成 29 年度は延べ 25,140 人（新規 2,524 人、リピーター 22,616 人）の利用者があった（総合窓口集計ベース）。

者があれば、コーディネーターが改めて面談し、本人の状況を確認した上で、就職・生活支援PSセンターなどへのつなぎ直しを行っている。

なお、各利用者の基本情報はデータベースに登録され、入所関係機関の間で共有されている。

さらに沖縄県は、生活困窮者や就職困難者などを対象とする「パーソナル・サポート事業（沖縄振興特別推進交付金活用）¹³」として、同センター内に「沖縄県おしごと応援センターOne×One^{ワンバイワン}」¹⁴（以下「ワンバイワン」という。）を設置している。同じく、事業を委託された沖縄県労福協のパーソナル・サポーター（専門の相談員）が、求職者のニーズに応じて表Ⅲ-8のように就職準備から職場定着までの伴走型の支援を提供している。また、求職者が企業実習を体験できるよう、受入れ先となる企業や社会福祉法人などを開拓しており、平成30年6月現在491の協力事業者を獲得している。

表Ⅲ-8 ワンバイワンの支援内容

就職準備支援	働くための基礎的なスキル習得、履歴書や面接指導等による就職準備支援
就職支援	企業実習や職業紹介、企業開拓等による就職活動支援
就職定着支援	巡回や個別相談等による就労定着支援
生活支援	活用可能な制度の情報提供、生活管理、健康管理に関する個別相談等

（「平成30年度雇用・労政の施策概要」沖縄県）

ビジネスマナー講習などの各種セミナーや面接指導、企業実習などによるワンバイワンにおける支援の状況は表Ⅲ-9のとおりで、相談支援者数は1,000人前後に上っている。

就職・生活支援PSセンターでは、相談者が就労に向け不足するスキルを獲得するためのプログラムとして活用している。

表Ⅲ-9 ワンバイワンにおける支援状況

（年度）	相談支援延べ件数	相談支援者数	企業実習実施者数	新規雇用者数
平成28	13,277	997	154	391
平成29	16,280	1,014	142	499

（3）自立相談のプロセス

（単位：件数、人）

本報告書の作成に当たり、就職・生活支援PSセンター中部と南部事務所、南部支所を訪ねて相談支援員などへ（グループ）インタビューを行い、日々の支援業務における留意・工夫点や課題解決のための取組などを調査した。

ア 面談におけるアセスメント

就職・生活支援PSセンターでは、初回相談での面談（これを「インテーク」という。）から原則、相談支援員2人が主・副担当となって傾聴し、相談者の訴えをしっかりと受け止めている。複数で相談に応じることにより、一方向から決め付けた支援となることを防ぎ、個々の相談者の状況に最も合った支援を追求している。また、毎朝実施の報告

¹³ 内閣府と厚生労働省が平成22年11月から24年度まで展開した「沖縄県パーソナル・サポートモデル事業」の後継事業として、沖縄県商工労働部雇用政策課が実施している。

¹⁴ ひとりひとりに寄り添い、相談者×相談員で力を合わせてひとつひとつステップアップしていく想いを込めている。

会において、インタークした相談内容をそのほかの相談支援員や家計改善支援員、就労



(就職・生活支援PSセンター中部事務所の支援員)

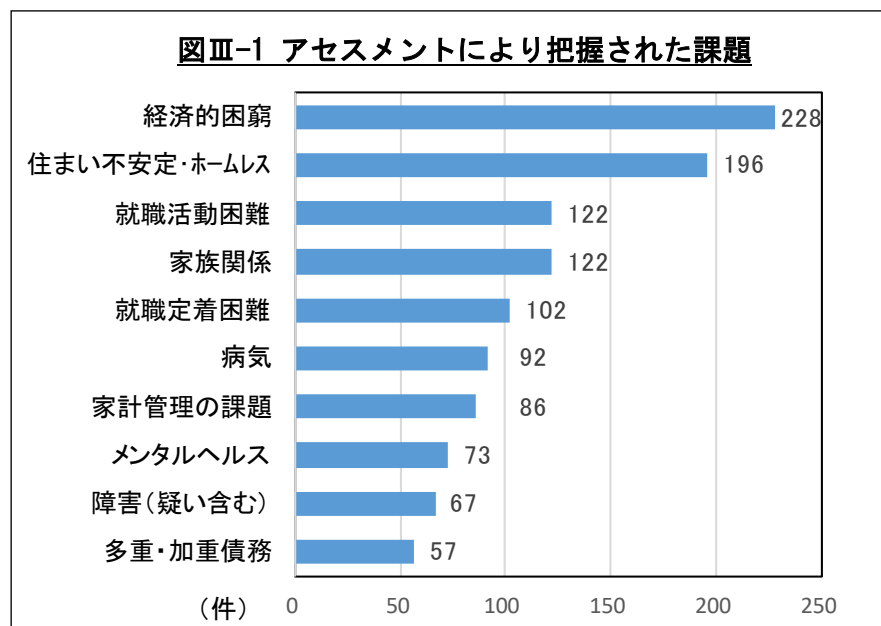


(相談コーナーでの様子)

準備支援員などと共有し、多角的な知見を集約して相談者が抱える課題を解決するためのプラン案の作成に生かしている。

なお、公共交通が不便な地域では、町村社協などからの依頼を受け、相談者の自宅を訪問してインタークすることも多いとのことである。

平成29年度にプランを策定した相談者についてのアセスメント¹⁵によると、図Ⅲ-1のとおり経済的困窮に次いで住まいに関する課題が多く、さらに就職面や家族関係などの順となっている。



(※平成29年度初回プラン作成(312人)時の課題(複数選択))

イ 支援調整会議におけるプランの策定と評価

沖縄県では、福祉事務所が支援調整会議¹⁶を開催し、作成されたプラン案について就

¹⁵ 相談者に関する様々な情報を収集・分析し、解決すべき課題を把握すること。

¹⁶ プラン案の適切性を協議して支援方針を決定する会議で、プラン期限の到来時には支援の評価も行う。また、必要に応じて地域に不足する社会資源の開発に向けた取組を検討する。

職・生活支援PSセンター、ハローワーク、ワンバイワンとともに適切性などを協議の上、支援決定をしている。緊急時には適宜、開催するほか、プラン案の内容に応じて町村社協などが出席することもある。

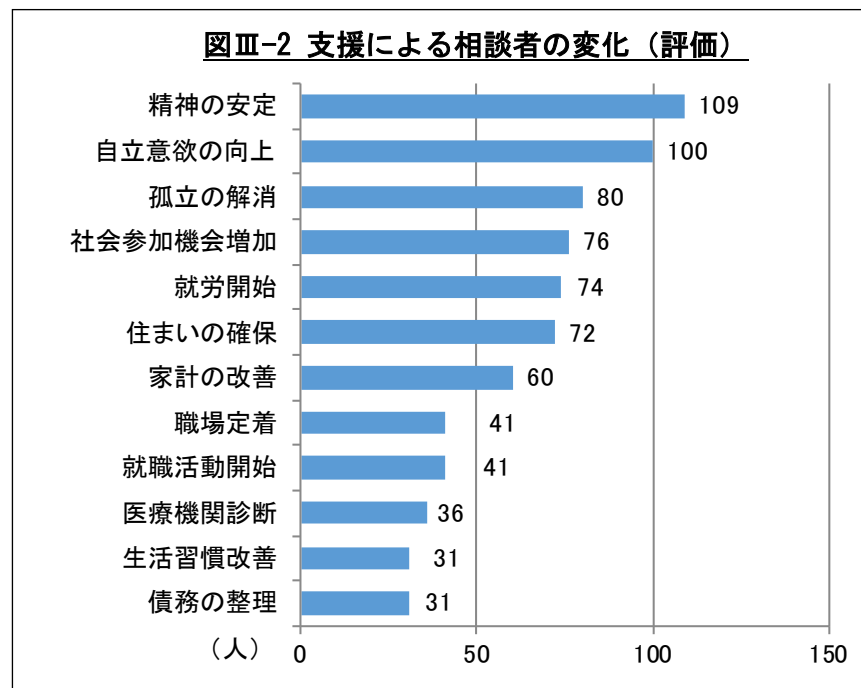
支援調整会議	
定期開催	毎月2回（北部は毎月1回）
定期メンバー	福祉事務所、就職・生活支援PSセンター、ハローワーク、沖縄県おしごと応援センター
随時出席	OneXOne（ワンバイワン） 町村社協など

平成 29 年度に策定したプランに基づき利用された事業状況については、表Ⅲ-10 のとおり住居のない生活困窮者に一定期間の衣食住を供与する一時生活支援事業¹⁷ が最も多くなっている。また、家計改善支援事業の利用も 83 件に上っている。

表Ⅲ-10 自立支援法に基づく事業の利用状況（平成 29 年度）

住居宅確保給付金	36	就労準備支援	48
一時生活支援	111	認定就労訓練	4
家計相談支援	83	生保等就労自立促進位：件数	4

さらに、策定プランの期限到来時に支援の成果を評価した 311 人のうち 9 割（280 人）に図Ⅲ-2 のような相談者の変化を確認している。就労に至らない場合でも「精神の安定」や「自立意欲の向上」を通じて、集団で活動ができるようになったり、笑顔が増えて挨拶をするようになったなどの変化がみられている。



（※平成 29 年度に評価した 311 人にみられた変化（複数選択））

ウ 個々の相談者の状況に応じたチーム支援

沖縄県労福協では、自立相談、家計改善及び就労準備の 3 つの支援事業の実施に加え、「グッジョブセンターおきなわ」とワンバイワンの運営などを受託しており、各事業に携わる支援員が円滑に相談者の情報を共有できる。また、このような環境を生かして、

¹⁷ 住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則 3 か月（最長 6 か月）に限り、宿泊場所や衣食の供与などを実施している。また、同事業を利用している間に就労に向けた支援を行うこともある。

支援員同士が事業の分け隔てなく知見や情報を交換し、相談者の同意の下、家計改善支援員が同席して家計上のアセスメントをしたり、就労準備支援員がプログラムへの参加を調整したりと状況に最も合った支援を柔軟に提供している。さらに、精神疾患が疑われるなど支援に高度な専門性を必要とする相談者については、精神科医や臨床心理士¹⁸などから状態の見立てや支援に向けた実践的な助言（「スーパーバイズ¹⁹」）を受ける機会が設けられており、状況に応じて相談者との面談に同席してもらうこともある。

このように、どのような相談者に対しても相談支援員が一人で抱え込まず、他の支援員や専門家などと複数の視点からアセスメントを行い、チームを組んで最適な支援方法を追求できる体制を整えている。

3. 家計改善支援事業の推進状況

沖縄県は平成 28 年度から家計改善支援事業を実施しており、沖縄県労福協では各事務所に家計改善支援員を 1 人ずつ配置している。相談者の多くが経済的困窮から家計収支が圧迫され、多重・過重債務はじめ様々な家計管理上の課題などを抱えている状況を踏まえ、相談支援員は相談者の同意を得て、積極的に家計改善支援員につないでいる。

(1) 面談におけるアセスメント

家計改善支援員が相談支援員に同席して行う相談者とのインテークでは、まず、相談者のこれまでの家計のやりくりを受容し、労う。そして、「これからの解決策を一緒に見出そう」という前向きの気持ちを引き出している。支援に当たっては「相談時家計表*」に基づき家計収支赤字の原因を探るとともに、相談者の生活状況などについてアセスメントを行うが、相談者が独力で作成することは難しい。このため、家計改善支援員が収入と支出について項目ごとに聞き取りをして、一緒に考えながら作成している。相談者は支出のうち以下のような変動費について正確に把握していないことが多いことから、項目ごとに具体的な説明を加え、レシートなどで確認しながら作成を進めている。また、共同で作業することにより、連帯感も醸成されていく。（*【帳票 2】 82 ページ参照）

支出	固定費	家賃、各種ローン返済金、電気・ガス・水道料金、学費・塾・習い事などの月謝、新聞・テレビ料金、定額制の通信費、社会保険料・生命保険料、駐車場代など
	変動費	食費・外食費、被服・理美容、雑貨費、交際費・レジャー代、医療費など

相談者は作成した「相談時家計表」の支出項目などをチェックし、事前に想定したイメージとの違いに気づき、改めて赤字の原因を捉えることができる。特定の項目に突出した多額の支出などがあれば、それが糸口となって、家計改善支援員は相談者やその世

¹⁸ 「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」からの認定を受けている心理専門職で、複雑化する社会の中で心理的課題を抱える人を臨床心理学に基づいた知識と技術で援助する。なお、就職・生活支援 P S センターでは、臨床心理士との事例検討会を原則、2 週間ごとに開催している。

¹⁹ 「Supervise」。経験豊富な専門家などが相談支援員に対して困難事例における適切な支援のあり方などについて助言や指導を行うこと。

帯員が抱える複合的な課題にアプローチすることができる。

(2) 家計再生プランの策定と実行

家計改善支援員は、アセスメントの結果に基づき、相談者とともに家計再生プランを策定している。相談者に住民税や国民健康保険料の滞納などがある場合は、町村役場に同行して分納や免除申請などの手続きを支援する。また、住宅ローンの返済が滞っている場合には、法テラスに同行して弁護士と債務整理の方向性について相談を行う。自己破産や任意整理* を行うことになれば、必要な手続きなどを相談者へ具体的に説明して、円滑に進むよう支援するなど、実践的な専門性を生かして迅速な解決につなげている。

(*債務整理については【資料4】73ページを参照)

また、これまでの確定申告を修正して、老人や障害者の扶養控除が適用されるよう指導をすることもある。

さらに、家計改善支援員は、相談者とともに長期的な「キャッシュフロー表*」を作成し、子どもの進学などのライフイベントを目標として立てることにより、相談者の家計改善に向けた意欲を高めている。そして、プランの策定後も定期的に面談しながら、作成したキャッシュフロー表と現実の家計収支が合っているか確認をしている。

(*【帳票3】83ページ参照)

(3) 家計改善支援事業の実施に伴う効果

就職・生活支援P Sセンターでは、家計改善支援事業の実施に伴う、以下のような効果を重要視している。

ア 全世帯員の抱える課題の見える化

家計改善支援において作成した「相談時家計表」に基づきアセスメントすることにより、全世帯員が抱える課題の「見える化」ができる。世帯構成員数と世帯収入を比べることにより全世帯員の就労状況が直ぐに浮かび上がってくる。酒類や遊興費などへの多額の支出を糸口として、世帯員の家庭内暴力やギャンブル癖を把握することもある。また、無駄なモノを購入してしまう、支出の優先順位が決められないなどの家庭管理上の課題を抱える相談者には、本人に病識がなくても軽度知的障害などが疑われることが少なくない。子どもの小遣いの使い方や食材への強いこだわりから、相談支援員と家計改善支援員が家庭訪問をして子どもの心身の状況などを確認し、福祉サービスにつなげたこともあったという。

このように家計表の数値をエビデンスとしたアセスメントにより、全世帯員が抱える複合的な課題を広く把握した上で、医療機関などへのつながりを含めた包括的な支援に結びつけることができる。

イ 相談者のニーズに応える専門性を生かしたチーム支援

債務整理を行って家計再生を図る場合、相談者は自身で判断がつかないため、専門的な支援が必要になる。実践的な専門知識を有する家計改善支援員が寄り添って支援することにより、相談者は安心して新たな一步を踏み出すことができる。また、家計改善支援員が加わることで、相談支援員が一人で抱え込み、一方向から判断することを防ぐことができる。

家計管理についての課題を抱える相談者は、清潔な生活環境やバランスの取れた食生活の管理などについても課題を抱えていることがある。家計改善支援員が、家計管理をはじめ環境整備や食生活の見直しなど広範囲にわたり支援することにより、相談者の自立に向けた意欲を継続させ、再び生活困窮に陥るのを防止する効果が期待できる。

4. 就労に向けた支援

(1) 無料職業紹介所を活用した就労支援

沖縄県労福協では、平成26年9月に就職・生活支援PSセンターを無料職業紹介所事業所とする許可を受けた。同センターの南部事務所を訪ねたところ、配置された企業開拓員が求人媒体への掲載企業の中から、相談者の個別ニーズに沿った労働条件で応諾の得られそうな求人先をピックアップし、アプローチをしていた。

生活困窮者の多くは交通手段をもたないため、徒歩通勤圏内で就労先を探すこととなる。一方、受入れ企業では、短時間に遂行できて負荷が軽いなど相談者の限られたキャリアと心身の状況に合った、個々の要件を満たす業務を切り出した上で採用する必要がある。このため、企業開拓員が相談者との間に立ち、業務内容や労働条件を調整しながらマッチングを行っていた。

就職・生活支援PSセンター南部事務所では、平成30年7月現在22社

を生活困窮者の就労に関する協力が得られる企業として登録している。新しい職場で勤務する不安を抱える相談者には、企業開拓員が面接に同行するほか、職場体験などの支援も行っており、平成29年12月から平成30年7月までに6人が無料職業紹介事業を介し就職している。



(就職・生活支援PSセンター南部事務所の支援員)

(2) 就労準備支援事業の推進状況

沖縄県では、県からの共同実施の提案に応じて、平成27年度からうるま市と豊見城市、さらに28年度から沖縄市が加わって就労準備支援事業を共同で実施しており、事前決定した負担額に応じ、市ごとに利用者の定員が設定されている。就職・生活支援PSセンターでは計8人の就労準備支援員を配置し、長期間離職しており、ひきこもりの状態にあるなど、自立相談において早期の就労が難しいと見立てられた相談者を対象に支援をしている。

ア 就労準備支援プログラムと事業の推進状況

就労準備支援員は、立ちすくむ相談者がどんな一歩なら踏み出せるのか、抱いている気持ちを大切にしている。就労準備支援のために用意された集団プログラムに対して、相談者の心に躊躇や身構える感情などが浮かぶようならば、まず、相談者が本当にやりたいことから始める。一日、海を眺めながら魚釣りをしたければ、就労準備支援員は、それを叶える。それが手芸ならば、布などを揃えるために一緒に買い物に出掛ける。個別プログラムと位置づけて、相談者とともに一歩を踏み出し、支援員としての存在感を消して時間を共にし、人と過ごす楽しさ、安心感を育てていく。また、一日中、相談者と向き合って過ごすことにより、信頼関係を築きながら心の隅々までを知ることができる。

相談者が自分の中の力に手応えを感じ、抵抗なく集団の中に入っていき気持ちになれたとき、表Ⅲ-11のような集団プログラム*へ参加を促している。集団プログラムは原則、2・3週間を基本クールとして、定員10人で就職・生活支援PSセンター事務所のほか、共同実施の市や町村の社協などで実施している。参加者の集団に対する不安を軽減し、楽しんで生きる力を蘇らせ明日につないでいけるよう、遊びの要素も盛り込んでいる。また、全参加者に対して一律の期間や内容で実施するのではなく、状況に応じて参加者ごとの個別プログラムを組み入れている。

なお、プログラムの実施に当たっては、参加者に昼食を用意し、必要に応じて指定場所からのピックアップ送迎をしている。(*集団プログラム案内は【資料13】79ページ参照)

表Ⅲ-11 就労準備支援プログラムとその目的・効果

個別	魚釣り、ジムに行く、ウォーキング、図書館見学、潮干狩り、パソコン体験、買い物など何でもやりたいこと		
集団プログラム	各種ワーク	<ul style="list-style-type: none"> 体ほぐし 学び直し こんなときどうする 事前たしかめ表 認め合うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 遊びの要素を取り入れて身体の可動域や体力面を確認 字の記入や言葉の理解などを確認 コミュニケーションで困った場面を振り返り、対処方法を練習 いろいろな質問に答えながら自分の気持ちや状況を確認 人と気持ちよくつきあうコミュニケーションの出発点を探る
		企業見学	工場や企業への見学
		就労体験	うどん打ち・パン作り・ポスティング・緑化作業・瓶詰作業など ～作業を通じて人と関わることやチーム作業の楽しさを体験
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> ① 日常生活・社会生活・就労生活自立に向けた意欲の向上 ② 自己肯定感の向上と不安の軽減 ③ 本音を話せる関係性づくりによる対人的な信頼関係の構築 ④ 能力の見極め—作業能力(スピードや工夫)、理解力・伝える力・協調性・考える力・集中力・文字の読み書き ⑤ 自己理解の促し—アルコールの課題、コミュニケーションの特徴、自分の感情への気づき 		

イ 就労準備支援事業の評価

参加者は、これらのプログラムを通じて集団の中での自身の気持ちの変化、細かな作業への適性、あるいは指示事項や指定時間の下での対応力など、様々なことに自分を試し、気づきを得ることができる。ほかの参加者の取組姿勢から影響を受けたり、やりたい仕事とできる仕事のギャップに気づいたりしながら、就労に向けたきっかけをつかむ。参加後には「自分が細かい作業が好きだと実感できた」「みんなと仲良くやっていたことに気づいた」といった声が寄せられている。

また、就労準備支援員が把握した、参加者の特性や強さと弱み、必要な関わり方、日常生活自立・社会生活自立・就労自立²⁰に向けた心身の状況変化などを相談支援員にフィードバックすることで、ともに次の支援の方向性を探ることができる。例えば、早期の就労は難しくとも、人から認められ役立つことに遣り甲斐を感じるなど土台づくりのできた参加者には企業見学や就労体験など次の支援ステージに向け背中を押している。

さらに、参加者に就労生活自立に向けた状況変化が認められる場合、ワンバイワンの相談員と本人を含む三者面談を実施し、基礎セミナーや原付免許取得講習、企業実習など、就労に当たり不足するスキルの獲得や適性の確認などを行って、円滑に就労できるよう支援している。

就職・生活支援PSセンターにおいて独自に調査したところ次ページの表Ⅲ-12のとおり、平成29年度に就労準備支援事業を活用した生活保護受給者を含む被支援者数84人（生活困窮者36人・生活保護受給者48人）のうちほぼ8割に日常生活・社会生活自立に向けた変化を確認している、また、生活困窮者のうち26人（72.2%）には就労生活自立に向けた変化を確認しており、このうち12人が就職している。



²⁰ 自立支援に当たっては、就労による経済的自立(「就労生活自立」)のみならず、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること(「日常生活自立」)及び社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること(「社会生活自立」)を目指すプログラムを幅広く用意し、多様な課題に対応できるようにする必要がある(「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」平成17年3月31日厚生労働省(社援発第0331003号))。

表Ⅲ-12 就労準備支援プログラムとその目的・効果

	被支援者数	プログラム参加延べ人数	日常生活自立 (%)	社会生活自立 (%)	就労生活自立 (%)	就職決定	求職活動再開	企業実習参加	継続支援A・B	その他
生活困窮者	36	303	30 (83.3)	30 (83.3)	26 (72.2)	12	5	3	1	7
生活保護受給者	48	310	39 (81.3)	37 (77.1)	21 (43.8)	8	5	4	1	6
合計	84	613	69 (82.1)	67 (79.8)	47 (56.0)	20	10	7	2	13

(※継続支援A・B欄は、就労継続支援A・B型事業を利用し福祉就労した人数。 単位：人)

(3) 就労訓練推進事業の取組について

沖縄県では、厚生労働省による就労訓練推進事業²¹を活用し、沖縄県労福協へ委託して就労訓練アドバイザー1人を配置し、事業者の就労訓練事業への参入を推進している。就労訓練アドバイザーは、中核市である那覇市を除く市町村において、行政職員への就労訓練事業の周知、事業所の開拓・申請手続きの支援及び訓練対象者と事業所とのマッチングなどに取り組んでいる。

アドバイザーによると、地域の課題をそれぞれの地域で解決できるよう県内に広く分散して就労訓練事業所を確保するため、毎月20件以上を目処に企業訪問をしている。就労訓練に切り出しやすい業務を有する清掃、警備、介護、クリーニング、農業などの業種の中で、ハローワークや求人媒体に募集をしている事業所へ連絡を入れ、訪問することが多い。また、就労訓練事業の意義などを共有してもらうことが重要で、経営陣のみならず職場の担当者層とも共有できるよう説明を行っており、事業主や採用責任者との面談では「社会から孤立して、困っている人を助けてください」と単刀直入に依頼するとのことである。

訓練対象者とのマッチングでは、本人の得意な作業を中心とする業務で訓練を始め、安心感や自信を育めるよう留意している。また、業務に伴う対人関係や体力への負荷に耐えられるかといった点も考慮に入れている。訓練対象者とのマッチングや訓練プランの策定に生かすため、就労訓練アドバイザー自身がベッドメイクなどの業務を実際に体験することもある。

就労訓練の開始に当たっては、作業マニュアルや訓練対象者からの相談・報告ルールの作成・確認など、事業所とともに訓練対象者を迎える準備を行っている。また、訓練開始後も緊密にフォローをしており、想定外の事態に臨機応変に対処することができなかつた訓練対象者について、本人を含めた三者で場面を振り返り、適切な意思疎通の方法などを確認したこともあるという。

²¹ 厚生労働省では、自治体に就労訓練アドバイザーや就労訓練事業所育成委員を配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成を促進する事業を実施している。

沖縄県による認定就労訓練事業所の認定件数は、平成29年度に10か所増え、平成30年6月現在32事業所となっており、内訳では株式・有限会社が最も多い。

また、平成29年度は3人が非雇用型²²の就労訓練を受け、うち1人が一般就労し、1人が訓練を終了して就職活動を行っている。

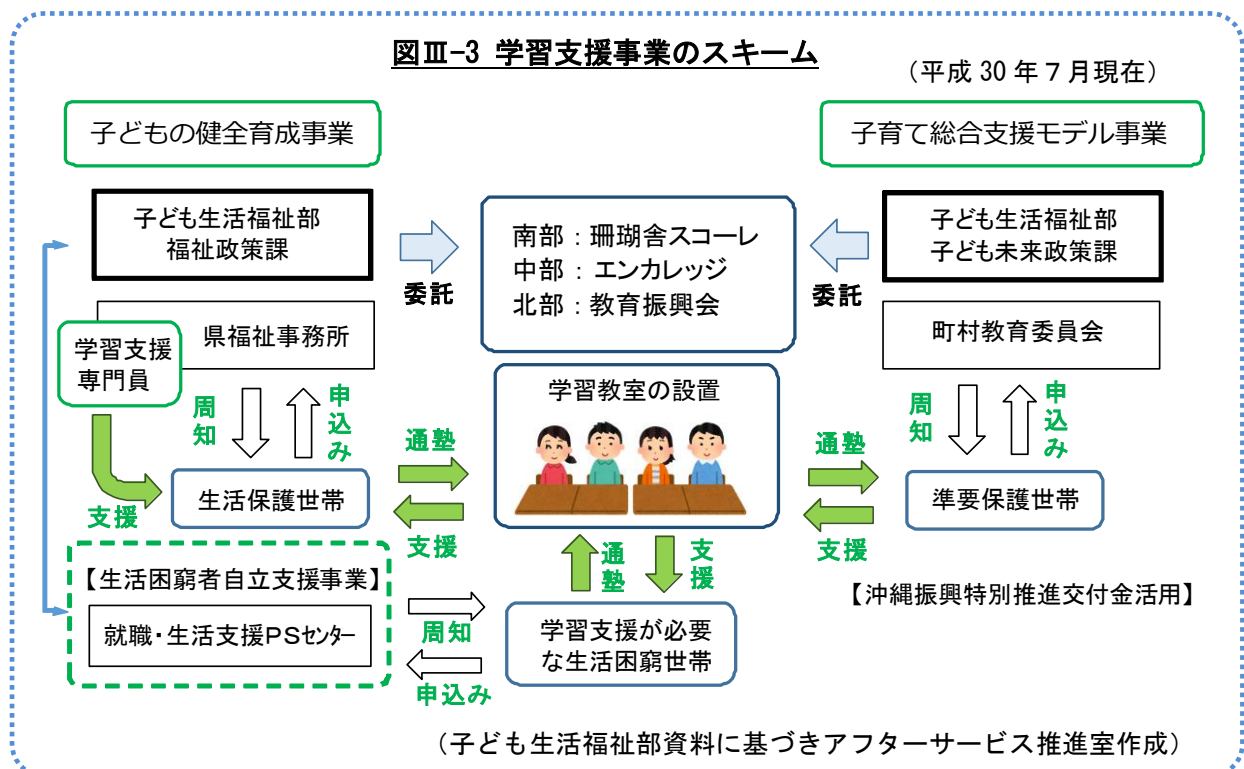
表Ⅲ-13 事業所の認定状況

認定就労訓練事業所(認定件数)	32
株式・有限会社	16
社会福祉法人	8
NPO法人	5
医療法人	3
利用定員合計(人)	76

5. 子どもの学習支援事業の推進状況

(1) 学習支援事業の推進体制

沖縄県では平成23年度から子どもの健全育成事業、24年度から子育て総合支援モデル事業を実施しており、現在では図Ⅲ-3のスキームの下で「特定非営利活動法人珊瑚舎スコーレ」(以下「珊瑚舎スコーレ」という。)、 「特定非営利活動法人エンカレッジ」(以下「エンカレッジ」という。)及び「一般社団法人教育振興会」へ事業委託し、小学1年生から中学3年生を対象とした学習支援に取り組んでいる。子どもの健全育成事業では福祉事務所が生活保護世帯を対象として、子育て総合支援モデル事業では町村教育委員会及び町村担当部局が準要保護世帯²³を対象として、それぞれ生徒の募集を行っている。



²² 就労訓練事業では、参加者の状況に応じて、訓練として就労を体験する非雇用型、あるいは雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う雇用型のいずれかの形態をとる。なお、雇用型の参加者については、他の一般労働者と同様、労働基準関係法令の適用対象となる。

²³ 市町村民税の非課税や減免の措置を受けているなど生活保護世帯に準ずる程度に困窮している世帯で、市町村の教育委員会が認定する。

また、就職・生活支援PSセンターが自立相談支援において学習支援の必要な生活困窮者世帯を把握した場合、福祉政策課と連携して参加できるよう対応している。

さらに沖縄県では、平成26年度から中部と南部福祉事務所に学習支援専門員を各1人配置し、貧困の連鎖防止の観点から生活保護ケースワーカーや学習支援事業者と連携して、子どもの学習環境確保のための支援を行っている。

(2) 学習支援における教室づくり

ア 珊瑚舎スコーレにおける教室づくり

平成13年にフリースクールとして開設された珊瑚舎スコーレでは、子どもが体験を積むこと重視し、人としての器づくりに必要な感受性や思考力、想像力、表現力などを培ってきた。平成24年度から委託を受けて子どもの学習支援に取り組んでおり、南部圏域に設置した5教室において平成30年6月現在、事業対象児童・生徒32人が一般塾生と合同で受講している。

各教室は小学生、中学1・2年、3年生（前半クラス、後半クラス）の5クラスで編成されており、平日16:40~21:00の間にそれぞれ週3回ずつ開講される。また、可能な限り児童・生徒の送迎を行っている。

珊瑚舎スコーレは、各教室に常勤の業務責任者を配置し、教員志望の大学生を中心とした40人前後の講師（アルバイト）がほぼ「1:4」の割合で児童・生徒を指導できるよ



（「リズム&コーラス」の様子）

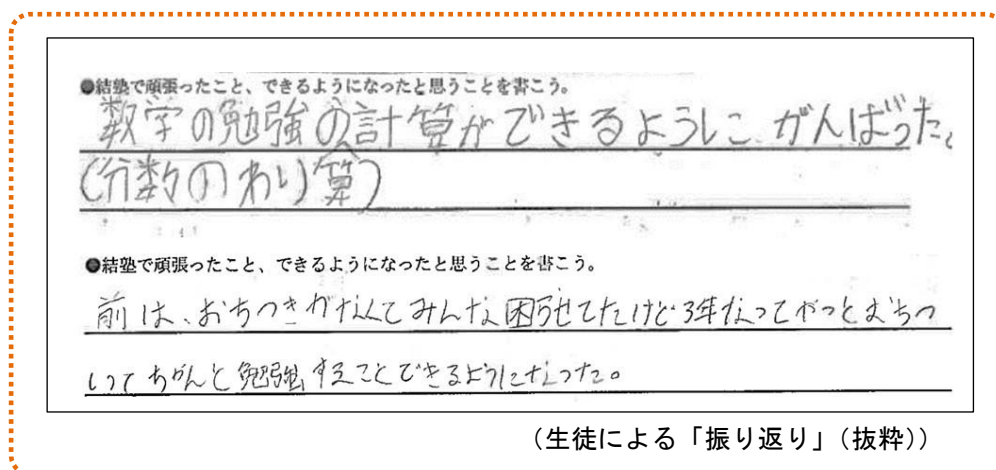
うシフトを組んでいる。また、小学生クラス、中学1・2年クラスには、「リズム&コーラス（音楽活動）」「アートタイム（美術）」「うちなーぐち（沖縄の言葉）」があり、「文章講座」「ふーじー会（学習成果の発表会）」は全クラスで実施するなど、生活環境によっては機会が限定される感受性や表現力を養う体験型授業などが多く盛り込まれている。

児童・生徒たちは受講したその日の手応えや感じたことなどを「振り返りノート」に記入し、担当講師たちは授業後ミーティングを実施して、児童・生徒ごとに学習の状況や様子の変化などを共有した上で、コメントを返している。珊瑚舎スコーレでは、このような言葉によるキャッチボールを丁寧に積み上げて、児童・生徒の日々の取組を認めていくことが、どんな生活環境にあらうと、自分を大切に自身で進路を選択する力を育むことにつながると考えている。また、講師を対象として研修会を年2

回開催し、体験を通じた学びの場づくりと人間形成を大切にする理念の共有化を進めている。

保護者に対しては参加時に三者面談を実施するほか、年度始に説明会を開催し、珊瑚舎スコーレの学習に関する考え方や教室のルールなどを共有して、共通認識の下で事業を開始できるよう対応している。また、「結の会（保護者向けの学習会）」を随時、開催するなど保護者との関係づくりに取り組んでいる。保護者へのアンケートでは、「学習教室へ通い始めて家庭での勉強時間が増えた」といった子どもの変化のほか、

教室への送迎対応を評価する声なども寄せられている。さらに、児童・生徒による年度末の「振り返り」には右のようなコメントがみられる。



珊瑚舎スコーレでは、夏休みキャンプのほか、OB・OG会、卒塾生との交流会なども開催して卒塾生との関係づくりをしており、現在2人が講師として学習支援事業に加わっている。さらに、卒塾生を対象に自習を中心とする高校生クラスを設置しており、気軽に相談できる場所として中退防止に向けた効果も期待している。

イ エンカレッジと学習支援専門員の取組

(ア) エンカレッジにおける教室づくり

エンカレッジでは、平成30年7月現在、中部圏域の8教室において延べ33人の事業対象児童・生徒を受け入れており、各教室に常勤の教室長とシフト制のアルバイト講師3・4人を配置している。表のような小学生と中学生のクラス編成をしており、広範囲の学年層を対象とするが、教材会社から児童・生徒ごとに学習進度に合った教材をプリントして提供している。

また、教室を自由に利用できる時間帯も設けており、学童保育サービスの行き届かない町村部

クラス	開催日時		主な教科
小学生	火・木	16:30~18:30	算数・国語
中学生	月・水・金	18:30~21:30	全教科

における放課後の居場所としても活用されている。

さらに、エンカレッジでは、心身の状況から配慮が必要な児童・生徒をケアするために、社会福祉士の有資格者を相談支援担当として配置している。

(イ) 学習支援専門員の取組

中部福祉事務所に配置された学習支援専門員（県職員）は、中部圏域における小学

1年生から中学3年生をもつ生活保護受給90世帯前後を中心に、児童・生徒の学習環境整備に取り組んでいる。生活保護ケースワーカーと連携の上で家庭訪問し、学習支援事業の周知を行っており、平成29年度は当該世帯の児童・生徒156人のうち延べ45人が事業に参加した。また、児童・生徒の出席が途切れた場合などには、教育委員会を通じて学校への通学状況を確認し、家庭訪問により把握した家庭での様子とともにエンカレッジの教室長や相談支援担当と共有した上で、適切な支援ができるよう助言を行っている。さらに、保護者に教室での学習進捗を伝えたり、進学希望先に関する情報を調査・共有して進路選択のサポートを行うこともある。

医師からの診断は受けていないものの、発達障害などが疑われる児童・生徒については、相談支援担当とともに心身の状況などを確認して、福祉事務所の家庭児童相談室や町村の児童福祉関係相談



(学習支援専門員とエンカレッジの教室長・相談支援担当が連携)

窓口につなげて支援の方向性を確認している。通所福祉サービスにつながった児童の事例では、保護者から「今後の生活について考える余裕や時間を捻出することができて、パート勤務を始めた」との報告を受けたこともある。また、ひきこもりの状態にあった生徒を支援した事例では、相談支援担当と連携して送迎をするなど、関心を持っていた野菜づくり体験を実現し、踏み出す力を育むことにより学習教室への通学につながった。その後も支援を継続した結果、同生徒は復学を果たし、高校へ進学したという。

インタビューに応じた学習支援専門員は、以下のように語ってくれた。

学習支援専門員からの 声

学校関係者や学習支援事業者、あるいは他の行政職とも異なり、子どもの支援という視点から家庭に介入することで、比較的容易に保護者から受け入れられ、信頼関係を築くことができる。

学習支援専門員が家庭と地域の関係機関をつなぐコーディネーターとしての役割を果たすことにより、貧困の連鎖の防止に貢献できる。

6. 支援における個別事例

《 就労準備と家計改善の支援事業により世帯員を包括的に支援した事例 》

① 来所までの経緯

- ・夫婦(妻40代後半・夫50代)と長男(20代)の世帯。夫は4年前に持病を理由に離職。妻が就労し、生計を立てていた。しかし、妻も職場の人間関係などから精神的に不安定となり欠勤がちとなる。
- ・さらに、県外で働いていた長男が心身の不調を訴え帰郷。同居後はひきこもりの状態である。
- ・妻が生活保護の相談を行ったが、自動車継続保有が認められないことから断念したとのこと。このため、「なんでも相談会」に夫婦で来所。家計改善支援員による面談後、その場で、法律相談窓口とワンバイワンへつなげるなどして支援を開始した。

② アセスメントによる現状把握

- ・妻は死に場所を探し回るほど生活苦に悩んでいたとのこと。家計改善支援を行う過程で、家計収支が毎月3万円前後の赤字で、生活費を工面するために借金を重ね、返済が滞っていることが分かった。また、うつ病とともに計算力の低さから知的障害が疑われた。
- ・夫と面談し就労の意向などを確認。主治医から就労不可との診断はないが、軽作業しかできないとのこと。これまで、何度か就職活動を行ったが就労できず、自分の体調に合った仕事は見つからないと諦めていた。
- ・長男についても、両親の話からうつ症状や発達障害が疑われた。また、債務があることも分かった。

③ 策定プランによる支援とその結果

- ・妻に医療機関での受診を勧める。傷病手当(月7万円)の申請、療育手帳・障害年金(月6万円)申請の手続き支援などのプランを作成し、相談支援員と家計改善支援員とで役割分担をした。
- ・受診の結果、うつ病・知的障害と診断されたが、本人には心身ともに無理をしない範囲での就労の意向があり、相談支援員が就労継続支援B型事業所につなげた。
- ・約150万円の債務については、このうち100万円程度を過払い金請求権により相殺し、自動車ローン(約50万円)のみを継続して返済する。
- ・夫にも家計改善支援の面談に同席してもらい、家計計画表・キャッシュフロー表を作成し、今後の家計収支見通しを確認した。生計を維持するために必要な夫の就労収入(約5万円)を提示したところ、就労意欲向上の動機付けとなった。相談支援員とワンバイワンが連携し企業実習などに参加した後、最終的に知人の紹介により就職、毎月8万円前後の就労収入を得るようになった。
- ・長男については、母親を通して相談を促したところ本人が来所、相談支援員に家計改善支援員が同席した。長男も体調不良や約100万円の債務返済が滞り、どうして良いか分からず悩んでいたとのこと。まず、医療機関につなげて受診し、うつ病と診断され、加療を始めた。
- ・相談支援員との面談を重ねる中で就労準備支援事業の利用を始める。プログラム参加により気づきを得て、就労意欲が高まったためワンバイワンにつなげる。本人が頑なに拒否してきた自動車免許の代わりに、原付免許講座を受講し、免許を取得できた。さらに企業実習に参加後、最終的に障害者枠として一般就労することができた。現在は、月約8万円前後の就労収入を得ている。
- ・「なんでも相談会」をきっかけに、自立相談支援機関として約1年間、各事業の支援員が連携し支援を行った結果、全世帯員が心身の健康を取り戻した。夫は、約5年ぶりに就労収入を得るようになり、長男も自身に合った仕事に就くことができた。世帯収入は妻の各種手当を含めて約30万円となった。
- ・妻は自身の特性について驚いていたが、支援に伴い次第に受け入れるようになった。また、本人なりに家計管理能力が高まり「貯金をするのが楽しみ」と話すなど、状況が大きく好転したため支援終了とした。

7. 課題・提言と今後の展望

今回の調査報告書の作成に当たり、沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課担当者と沖縄県労福協の相談支援員などにインタビューを行った。寄せられた課題・提言などは以下のとおりである。

(1) 生活困窮者の就労に向けた取組について

ア 就労や就労準備支援などへの協力事業所開拓について

生活困窮者の就労や就労準備に関して協力が得られる事業所を開拓するためには、求人媒体で募集をしている事業者などにアプローチをする必要がある。沖縄県労福協では、このような法人営業業務は、社会福祉分野のスタッフにとって不慣れであり、相談支援員などが兼務する体制では、効率的に協力事業所を確保することは難しいと考えている。このため、沖縄県労福協では、「電話・飛び込み」営業のマインドやスキルを併せもった専任者を配置し、開拓業務を推進することにより、一定の成果を得ている。

イ 認定就労訓練事業の推進について

就労訓練事業の申請手続きにおいては、事業所単位で書類を作成する必要があり、県内全域で多くの事業所を展開する事業者にとって煩雑であるため、簡素化してほしい。

(1) 就労準備支援事業の実施目的と支援理念の共有化

就労準備支援においては、プログラムを通じて参加者が自身の力を試し、強さと弱みなどの気づきを得ること及び支援員が参加者の特性や状況の変化を見極める機会を提供することを主な目的としており、プログラムへの参加自体が直接、その後の就労や自立にはつながらない。

参加者本人が自分の中に潜在する力を見出し、自立に向けたきっかけを得て、力を育めるよう支援することが重要であり、本人家族や関係機関の間でこのような事業の実施目的と支援理念の共有化を図る必要がある。

(3) 離島における生活困窮者への支援について

沖縄県では、久米島において相談窓口の設置・運營業務などを久米島町社協へ再委託しているが、本島から相談支援員などが訪問支援している状況にあり、現行の支援体制では、継続的に寄り添う支援は難しい。また、支援の中核となるべき町村役場や社協、ハローワークなどの社会資源がない離島では、生活困窮者自立支援制度に基づく支援を利用できないこともあるため、住居確保給付金の支給に当たっての求職活動等要件に関する運用上の改善などを図っていただきたい。

以上